

多世帯同居をしている子育て世帯の 子ども部屋を作るリフォーム 費用を支援します！

最大30万円



<p>対象者</p>	<p>多世帯同居をしている子育て世帯で、次の(1)から(2)すべてに該当する方 (1)鯖江市に所在する住宅を改修し、対象工事完了後も当該住宅で5年以上多世帯同居をする見込みのある方 (2)市税の滞納がない方 ※多世帯同居…直系卑属の単独世帯を除く複数人の世帯 ※子育て世帯…本年度の3月31日において年齢が18歳以下の子と同居している世帯</p>
<p>対象工事</p>	<p>継続して多世帯同居をするために必要となる工事で、下記のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども部屋を新たに設けるための工事 子ども部屋の内装仕上げの変更工事 居間に子どもの居場所を設ける工事 <div data-bbox="986 965 1489 1317" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【工事具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間取りの変更 ・床材、壁材、天井材の張替えまたは塗装 ・造作家具の設置 ・建具の交換、修繕、新設 ・照明器具、コンセント、スイッチ、住宅防災機器、換気扇等の設置または交換 ・対象工事に伴う部分の解体工事等 <p>※対象外の工事もあります。(エアコン等) 詳しくはお問合せください。</p> </div>
<p>補助金額 補助件数</p>	<p>上限30万円 …4件 ※申込多数の場合は抽選となります。 ※対象工事費の2分の1以内</p>
<p>申込方法</p>	<p>下記の書類を申込先に提出してください。(メール・郵送可) ※住宅の所有者または工事の契約予定者が申請してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込書および概要書(市役所施設管理課に備えてあるほか、HPからもダウンロードできます。) ・付近見取図(住宅の位置を示したもの) ・改修前後の平面図等、その他工事の内容が分かる図面 ・住宅の現況写真(対象工事にかかる部分) ・工事見積書の写し
<p>募集期間</p>	<p>令和6年5月1日(水)～5月31日(金) 8:30～17:15(土・日・祝祭日は除く) ※注意点 ・補助金の交付決定前に工事着工はできません。 ・令和7年2月末までに工事を完了してください。</p>

【お問い合わせ・申込先】 鯖江市役所 施設管理課 営繕グループ

電話 0778-42-5101 メール SC-Shisetsu@city.sabae.lg.jp

子ども部屋
リフォームHP

